(別添)

〇農林水産省令第三号

医薬品、 医療機器等の 品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条の 兀 第 項の 規定に基づき、 動物用医薬品及び医薬品 の使用 の規制に関する省令の 部を改正す

る省令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

農林水産大臣 江藤 拓

動 物用医薬品及び医薬品 の使用 の規制に関する省令の 部を改正する省令

動物 用 医 薬品及び 医薬品の 0 使用 の規制に関する省令 (平成二十五年農林水産省令第四十四号) の — 部を次

のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改正 後欄に掲げる規定の傍線部 分があるものは、 これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄 に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

																				归	
を有効成分と する注射剤	ブロチゾラム	(略)	薬浴剤	効成分とする	タノールを有	フェノキシエ	房注入剤	成分とする乳	イシンを有効	植酸 ピグリケ	(略)			剤	分とする注射	フルを有効成	塩酸セフチオ	(略)	動物用医薬品	別表第1(第2条、	
	(略)	(略)				すずき目魚類				(略)	(略)					橜	#	(略)	動物用医薬品 使用対象動物	、第4条及び第5	改正
	(矧)	(略)	すること。	を添加して薬浴	300mL以下の量	水 1 m ³ 当たり				(略)	(略)	注射すること。	の量を筋肉内に	mg(力価)以下	重1 kg当たり3	1日量として体	(略)	(略)	用法及び用量	条関係)	後
	(略)	(略)		する前1日間	ために水揚げ	食用に供する				(略)	(略)			る前 <u>1日間</u>	ためにと殺す	食用に供する	(略)	(略)	使用禁止期間		
																			т	归	
を有効成分と する注射剤	ブロチゾラム	(略)				(新設)	房注入剤	成分とする乳	イシンを有効	植骸パグリケ	(略)			剤	分とする注射	フルを有効成	塩酸セフチオ	(略)	動物用医薬品	別表第1(第2条、	
	(知)	(略)				(新設)				(略)	(略)					翠	4	(略)	動物用医薬品 使用対象動物	、第4条及び第5条関係)	改工
	(略)	(略)				(新設)				(略)	(略)	注射すること。	の量を筋肉内に	mg(力価)以下	重1kg当たり3	1日量として体	(略各)	(略)	用法及び用量	5条関係)	正前
	(略)	(略)				(新設)				(器)	(略)			る前 <u>3日間</u>	ためにと殺す	食用に供する	(器)	(略)	使用禁止期間		

注 1~20 (略)	(略)	ブロフラニリ ドを有効成分 とする畜舎噴 霧剤
器)	(略)	地
	(略)	1日量としてケ 一ジの底面積1 m ² 当たり100 mg以下の量を 鶏舎内に噴霧 すること。
	(略)	食用に供する ためにと殺す ろ前7日間
注 1~20 (略)	(略)	(新設)
	(略)	(新穀)
	(略)	(新霞)
	(略)	(新穀)

附則